岩手県企業の森づくり CO2 吸収量認定制度実施要綱

制定 平成 22 年 8 月 24 日 森整第 438 号 改定 平成 25 年 12 月 19 日 森整第 613 号

(趣旨)

第1 この要綱は、企業等が社会貢献活動として行う森林整備活動(以下「企業の森づくり活動」という。)により整備された森林の CO_2 吸収量(以下 CO_2 吸収量」という。)を岩手県が認定することに関し必要な事項を定める。

(認定申請の対象)

第2 CO₂吸収量認定の申請ができる者は、県内で企業の森づくり活動に関する協定等(以下「協定」という。)を締結し、企業の森づくり活動を行う企業等(以下「対象者」という。)とする。

(認定対象森林)

第3 CO₂ 吸収量認定の対象とする森林は、協定に基づき対象者が企業の森づくり活動を 行った森林(以下「対象森林」という。)とする。

(対象活動)

第4 CO₂吸収量認定の対象とする活動は、対象者が平成21年4月以降に協定に基づき対象森林において実施(費用負担を含む)した森林整備(以下「対象活動」という。)とし、森林整備の対象及び基準は、別表のとおりとする。

(認定の手順)

- 第5 CO_2 吸収量の認定を受けようとする対象者は、対象活動を実施した後に、 CO_2 吸収量の認定申請を様式第1号により岩手県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。ただし、対象者が認定申請できるのは、協定1件につき1回に限るものとする。
- 2 認定申請期間は、毎年10月1日から10月20日とする。
- 3 知事は、この認定申請を受けたときは、申請内容を審査するとともに、別に定める「岩手県企業の森づくり CO₂ 吸収量認定に係る現地調査要領」(平成 22 年 8 月 24 日 森整第 439 号) に基づき現地調査を実施する。

4 知事は、現地調査の結果を基に、別に定める「岩手県企業の森づくり CO₂ 吸収量認定 審査要領」(平成 22 年 8 月 24 日 森整第 441 号。以下「審査要領」という。)別紙 CO₂ 吸収量算定基準に基づき、CO₂ 吸収量を算定する。

CO₂吸収量の算定対象期間は、<u>別表のとおり</u>とする。

- 5 知事は、CO₂ 吸収量の認定を審査する機関として、岩手県企業の森づくり CO₂ 吸収量認 定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。委員会の設置は、別に 定める「岩手県企業の森づくり CO₂ 吸収量認定審査委員会設置要領」(平成 22 年 8 月 24 日 森整第 440 号)に基づき行うものとする。
- 6 委員会は、審査要領に基づき審査を行い、その結果を知事に報告するものとする。
- 7 知事は、委員会の審査結果を踏まえ、申請者に CO₂ 吸収量認定書(以下「認定書」という。)(様式第2号)を交付し、認定状況を県のホームページに掲載するとともに認定 台帳(様式第3号)を整備するものとする。

(認定の変更又は取り消し)

第6 知事は、様式第2号(裏面)に記載する CO_2 吸収量算定対象期間内に、対象森林の全部又は一部が、森林以外への転用や災害等による森林の崩壊などにより、 CO_2 吸収機能が損なわれ、認定した CO_2 吸収量が期待できなくなったときは、委員会の意見を踏まえた上で、認定した CO_2 吸収量の変更又は取り消しを行うとともに、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(認定書の利用)

- 第7 申請者は、認定書を社会貢献活動の証として広く広報活動に用いることができるも のとする。
- 2 申請者は、認定書を有価で取引してはならない。また、認定書は県が独自の方法により CO_2 吸収量を認定するものであり、他の CO_2 吸収量評価制度と関連するものではない。

(その他)

第8 この要綱に定めのない事項については、委員会の意見を踏まえて知事が定める。

附則 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

別 表 (第4関係)

森林整備の対象及び基準

1 植 栽

| 樹種 | 植栽本数(1ha当たり) |
|------------|--------------|
| スギ | 1,000本以上 |
| アカマツ | 2,800本以上 |
| カラマツ | 1,000本以上 |
| その他針葉樹 | 2,000本以上 |
| クリ、クルミ、ウルシ | 1,000本以上 |
| その他広葉樹 | 2,000本以上 |

2 除 伐

目的木の健全な生育を妨げる他の樹木等を伐採若しくは刈り払うこと。

3 間 伐

目的木の成立本数の20%以上を伐倒すること。

別 表 (第5の4関係)

CO₂ 吸収量の算定対象期間

| 森林整備の対象 | 算定対象期間 |
|---------|------------|
| 植栽 | 10年 |
| 除伐及び間伐 | <u>1 年</u> |